【戸塚区】会計年度任用職員（保育所保育士（こども誰でも通園制度）日額職）

令和８年度募集案内（令和９年１月１日採用）

１　応募資格

次のすべての要件を満たす方

(1) 保育士の登録を受けていること、又は採用日（令和９年１月１日）までに登録される見込みであること

（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。）

(2) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。

※欠格事由については申込書で確認してください。

(3) 次のいずれにも該当すること

ア　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）の施行の日から採用までの間において同法第２条第８項の特定性犯罪事実該当者でない方

イ　採用後、同法に基づきこども家庭庁に戸籍情報を提出することができる方

２　職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

① 市立保育所における保育業務

② 保育園運営に必要な業務

③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務日	週２日勤務　（火曜日、水曜日） ※休日を除く
勤務時間	８：３０～１２：００（３時間３０分勤務）
勤務場所	横浜市川上保育園（横浜市戸塚区川上町４－９）
報酬	日額 5,936円（時給 1,696円 ） 通勤費用（実費相当額、上限あり）を別途支給 ※制度改正等により変更になる可能性があります。
休暇	年次休暇等

※その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

３　身分

地方公務員法第 22 条の２に定める会計年度任用職員

４　任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月 31 日まで

（次ページあり）

５　募集期間

令和８年 11 月 16 日（月）から令和８年 12 月４日（金）まで（必着）

６　募集人員

１名

７　応募方法

次の必要書類を、戸塚区こども家庭支援課に提出してください。（郵送または持参）

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

書類の記載不備がある場合、書類の受理はいたしますが選考の対象外となります。書類の記載不備等がないよう、ご確認の上、ご提出ください。

(1) 会計年度任用職員申込書（第１号様式）

(2) 保育士証の写し

(3) 誓約書

※保育士証の写しについて、採用日までに保育士登録見込みの方は登録後に提出してください。なお、選考に合格しても保育士登録ができなかった場合には、採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

※持参の場合は開庁時間内（月～金曜日８時 45 分～17 時）に２階８番窓口にご提出ください。

※申込書類が届いているかどうかの問い合わせには応じません。

８　選考方法等

面接選考：令和８年 12 月上旬頃に実施予定（選考日等は申込者に別途通知します。）

選考結果通知：令和８年 12 月中旬頃に郵送で連絡します。

※合否に関わらず選考対象者全員に文書で結果を通知します。電話、Ｅメール等での問合せには応じません。

９　合否決定及び採用・不採用通知

令和８年 12 月中旬以降に郵送で連絡します。

10　個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

11　その他

任用にあたっては、児童福祉法第 18 条の 36 第３項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第１項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

（次ページあり）

12　特記事項

(1) 本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

(2) 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

(3) このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

(4) 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、合格・採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については別紙参照条文をご参照ください。

13　申込・問合せ先

戸塚区こども家庭支援課（戸塚区役所２階８番窓口）　保育所スタッフ採用担当

〒244-0003　横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17

TEL 045-866-8485

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一

部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）
（特定性犯罪に該当する条例で定める罪）
第二条　法第二条第七項第六号の政令で定める罪は、次に掲げる条例で定める罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとする。
（略）
二十八　神奈川県青少年保護育成条例（昭和 30 年神奈川県条例第１号）
二十九　神奈川県迷惑行為防止条例（昭和 38 年神奈川県条例第 26 号）
（略）